

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【公表番号】特表2010-515420(P2010-515420A)

【公表日】平成22年5月6日(2010.5.6)

【年通号数】公開・登録公報2010-018

【出願番号】特願2009-544141(P2009-544141)

【国際特許分類】

H 02 G 7/00 (2006.01)

H 02 G 1/00 (2006.01)

D 07 B 1/06 (2006.01)

H 01 B 5/10 (2006.01)

【F I】

H 02 G 7/00 Z

H 02 G 1/00 Z

D 07 B 1/06 Z

H 01 B 5/10

【手続補正書】

【提出日】平成22年11月19日(2010.11.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1及び第2の引留鉄塔と、

前記第1の引留鉄塔に取り付けられた第1の端部と前記第2の引留鉄塔に取り付けられた第2の端部とを有し、少なくとも第1及び第2の連なる架空送電用導体耐張サブセクションで構成された、架空送電用導体耐張セクションとを備え、

少なくとも前記第1の連なる架空送電用導体耐張サブセクションが少なくとも1つの複合心線又はインバー心線を有し、

前記第1及び第2の架空送電用導体耐張サブセクションがそれぞれ弛度値を有し、

前記第1の架空送電用導体耐張サブセクションが第1の熱膨張係数及び第1の密度を有し、

前記第2の架空送電用導体耐張サブセクションが第2の熱膨張係数及び第2の密度を有し、

前記第1及び第2の熱膨張係数又は前記第1及び第2の密度の少なくとも一方が20~75の温度範囲で異なり、

前記第1及び第2の架空送電用導体耐張サブセクションがそれぞれ断面積を有し、

前記断面積が同一であり、

前記第1及び第2の架空送電用導体耐張サブセクションが20~75の範囲で同じ計算張力をそれぞれ独立して有する、引留鉄塔間の架空送電線路耐張セクション。

【請求項2】

前記第1の連なる架空送電用導体耐張サブセクションが複合心線を含み、場合により、前記複合芯線が、アルミニウムもしくはアルミニウム合金マトリクス複合材料、または高分子マトリクス複合材料のうちの少なくとも1つを含む、請求項1に記載の引留鉄塔間の架空送電線路耐張セクション。

**【請求項 3】**

前記第1及び第2の熱膨張係数が $0 \sim 25 \times 10^{-6} /$ の範囲であり、場合により、前記第1及び第2の密度が、 $1.4 \text{ g/cm}^3 \sim 20 \text{ g/cm}^3$ の範囲である、請求項2に記載の引留鉄塔間の架空送電線路耐張セクション。

**【請求項 4】**

前記第1及び第2の密度が $2.7 \text{ g/cm}^3 \sim 3.6 \text{ g/cm}^3$ の範囲であるか、または、前記第1及び第2の密度が $2.2 \text{ g/cm}^3 \sim 4.5 \text{ g/cm}^3$ の範囲である、請求項2に記載の引留鉄塔間の架空送電線路耐張セクション。

**【請求項 5】**

前記第2の連なる架空送電用導体セクションが鋼心線を有する、請求項2に記載の引留鉄塔間の架空送電線路耐張セクション。

**【請求項 6】**

前記第2の連なる架空送電用導体耐張サブセクションが断面積を有する心線を有し、前記心線の断面積の少なくとも50%がアルミニウムマトリクス複合ワイヤである、請求項2に記載の引留鉄塔間の架空送電線路耐張セクション。

**【請求項 7】**

前記第2の連なる架空送電用導体耐張サブセクションがアルミニウムマトリクス複合心線を有する、請求項2に記載の引留鉄塔間の架空送電線路耐張セクション。

**【請求項 8】**

複合心線を有する少なくとも1つの追加の架空送電用導体耐張サブセクションを更に含み、 $20 \sim 75$ の範囲の温度で、前記第1の架空送電用導体耐張サブセクション、前記第2の架空送電用導体耐張サブセクション、及び前記追加の架空送電用導体耐張サブセクションが、 $20 \sim 75$ の範囲で同じ計算張力をそれぞれ独立して有し、場合により、前記第1の引留鉄塔と前記第2の引留鉄塔との間に配置された少なくとも3つの直線鉄塔を更に含む、請求項2に記載の引留鉄塔間の架空送電線路耐張セクション。

**【請求項 9】**

アルミニウムマトリクス複合心線を有する少なくとも1つの追加の架空送電用導体耐張サブセクションを更に含み、 $20 \sim 75$ の温度範囲で、前記第1の架空送電用導体耐張サブセクション、前記第2の架空送電用導体耐張サブセクション、及び前記追加の架空送電用導体耐張サブセクションが、 $20 \sim 75$ の範囲にわたって同じ計算張力をそれぞれ独立して有し、場合により、前記第1の引留鉄塔と前記第2の引留鉄塔との間に配置された少なくとも3つの直線鉄塔を更に含む、請求項2に記載の引留鉄塔間の架空送電用導体セクション。

**【請求項 10】**

前記追加の架空送電用導体耐張サブセクションがアルミニウムマトリクス複合心線を有する、請求項9に記載の引留鉄塔間の架空送電線路耐張セクション。